第二百二十八条第一項中「及び第五項」の下に「、第百六十条の二」を加え、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項又は第八百十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第八百六条第三項」を「、第八百六条第三項又は第八百十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改め、同表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	定款	規約
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項

第二百三十五条第一項中「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を、「及び第五項」の下に「、第百六十条の二」を加え、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	会社法第三百二十五条の二	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項

第二百三十九条第一項中「、第百六十一条」を「から第百六十一条まで」に改め、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項又は第八百十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第八百六条第三項」を「、第八百六条第三項又は第八百十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改め、同表に次のように加える。

第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	資産の流動化に関する法律第四十五条第一項

第二百四十七条の三第一項中「及び」を「、第百八十九条の二及び」に改める。

第二百四十九条第一項中「、第百八十九条並びに第百九十条」を「並びに第百八十九条から第百九十条まで」に改める。

第二百五十一条第一項中「、第二百二十四条」を「から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者

第二百五十一条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。）」の下に「、特定社債管理補助者（同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二百五十四条第一項中「、第二百二十三条並びに第二百二十四条」を「並びに第二百二十三条から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者

第二百五十四条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。）」の下に「、特定社債管理補助者（同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二百六十九条中「保険業法第九十六条の五第一項」を「保険業法第九十六条の五第二項」に、「第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」を「第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」に、「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に、「第六十九条第四項第五号」を「第八十六条第四項第十二号」に改める。

第十一章第二節中第二百六十九条の次に次の一条を加える。

（保険会社の組織変更株式交付に関する保険業法の特例）

第二百六十九条の二　第八十六条の三の規定は組織変更後株式会社（保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この条において同じ。）に際して振替社債を交付しようとする場合について、第百六十条の二の規定は組織変更株式会社が組織変更株式交付に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百八十九条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について、第二百二十三条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条の三第一項	
会社法第七百七十四条の三第一項第五号イ	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号イ
株式交付親会社（同項第一号に規定する株式交付親会社	組織変更後株式会社（同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社
第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九
第八十六条の三第二項	
会社法第七百七十四条の四第二項	保険業法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九
第七百七十四条の三第一項第六号	第九十六条の九の三第一項第六号
同法第七百七十四条の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の六	第九十六条の九の六
その効力を生ずる日	効力発生日（保険業法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。第百六十条の二第四項、第百八十九条の二第三項及び第二百二十三条の二第三項において同じ。）
第百六十条の二第一項	
会社法第七百七十四条の三第一項第三号	保険業法第九十六条の九の三第一項第三号
第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九